

独立行政法人土木研究所
第2回契約監視委員会 審議概要

1 日 時：平成22年2月 2日（火）13：00～15：45

2 場 所：砂防会館別館（3階〈立山〉）

3 出席者：委員側：小林委員長、千葉委員、早坂委員、松田委員
土研側：理事長以下関係職員

4 議 事：

（1）第1回契約監視委員会の確認等

- ① 第1回契約監視委員会の補足審議
- ② 第1回契約監視委員会の指摘事項の確認
- ③ 第1回契約監視委員会の審議を踏まえた改善案

（2）第1回契約監視委員会の確認等

- ① 平成21年度末までに契約締結が予定されている調達案件の事前点検
【11件】

（3）報告事項確認

- ① 本省提出報告様式記載事項の確認

（4）契約における実質的な競争性確保に関する点検について

- ① 契約における実質的な競争性確保に関する点検案件の審議【8件】

5 審 議

（1）審議結果

- ① 第1回契約監視委員会にかかる案件については、確認等の結果、事務局案に対して概ね了承された。
- ② 平成21年度末までに契約締結が予定されている調達案件の事前点検について
 - ・ 「前回1者応札・1者応募」案件については、「事前点検前に自ら前回より改善することとした内容」に対して同意を得た。
 - ・ 「新規案件」については、「点検前に自ら改善することとした内容」に対して了承を得た。
- ③ 「契約における実質的な競争性確保に関する点検」について
 - ・ 「調達物品の選定」については特に問題なし。
 - ・ 「予定価格の算定」については同意とするが、物品購入に関する予定価格設定の基準（最低価格と平均価格の採用方法）がつくばと寒地で異なっていることから、所内で考え方を整理・統一すべきとの指摘あり。

(2) 審議内容（委員からの主な意見等）

① 入札参加要件の緩和

- ・ 基本的には、単純な物品購入・役務等などの業者でも実績があると思われるようなものについては、思い切った実績要件や資格の緩和が必要。
- ・ 高度な技術力・知見・経験を要するものや品質が分析結果に大きく影響するものなどについては、相当の実績を求めるのは当然であり、ケース・バイ・ケースで対応すべき。
- ・ 研究所の立場から考えれば、貴重な税金という財源を使って発注するのであるから、それなりの経験を求めるということは仕方ない。
- ・ 競争性の拡大は一般論としては正しいことだが、コンサル業務の場合、調査研究の質を考慮すると、高度の知識、技術力、専門性にかかる資格審査が重要。そのため、役務提供とコンサル業務を明確に区別した参加資格の設定や仕様書の作成が必要。

② 公告期間・業務等準備期間の確保

- ・ 土研は、国に比べて十分な公告期間を確保している。準備期間としては、案件毎にきちんと対応されているのであればよいと思う反面、業務開始日が契約日の翌日になっているのはどうかとも思う。
- ・ 業務開始日は、翌日から“できる”と言う意味の設定と考え、実際に行うかどうかは準備期間も含めて、受注業者と調整のうえで行えばよいという具合に解釈するのが一番現実的かと思う。
- ・ 業務等の準備期間の確保については注意されたい。特に年度当初から始まる役務等の契約については、もれなくリストアップして事前チェックし、できるだけ早く入札・公告をすれば、準備期間の確保につながる。
- ・ 個々の案件毎に準備期間の確保について十分検討することに加え、年度の事業計画をなるべく早く策定する方が、効率的な運営ができる。

③ 契約情報提供の充実

- ・ 1者応札を減らす取り組みとして、例えば、新年度から年間発注見込みによる本格的な事前公表に踏み切っていることや、他にこのような新たな取り組みを行っていることをHPに掲載して土研の姿勢を打ち出すということを行うべき。

④ 電子入札システムの導入

- ・ 多大な費用をかけて導入しても、結果、1者応札が減少せず何も改善がなかったということでは困るので、費用対効果を勘案しながら、土研として導入の可否を判断すべき。

⑤ 一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備

- ・ アンケートは、できるだけ多く回収して分析するのが望ましいことから、必要に応じて行うのではなく、多数の入札参加者・不参加者から取れるような方法を工夫して行うべき。

- ⑥ 契約における実質的な競争性確保に関する点検
- ・ 予定価格の算定に当たって、複数者から見積を徴取した場合、最低の者の見積を採用することについての国の統一した基準がないということであれば、平均法または最低価格どちらを選んでも問題はないということになる。
 - ・ 一般的な工事等であれば、最低価格を採用した場合、最低見積者が入札不参加の場合は不落札により業務に支障を来したり、品質確保の面に問題が生じる可能性があるが、物品購入の場合は、最低価格の方が望ましいとも思う。
 - ・ そもそも、予定価格は品質保持のためにあるものである。物品購入の場合、ごく一般的な事務用品その他の場合は最低価格であまり問題はないが、特殊な物品の場合には、工事費と同様の安全性を考えて判断するのが適切。
 - ・ 最低価格でなく次点の価格でもよい場合とはどのような場合かという観点から考察するべきである。汎用性のある物品調達の場合や品質保持のため参加要件の設定（制限）が必要な研究・調査などの場合の違いを考え合わせ、もう少し細かい基準が必要。
 - ・ 複数者応札でも実質的に随意契約と変わらないのではないかという今回の調査の観点からすれば、結果的には、どちらの方法を採用していても特段問題はないし、どちらの方法でなければいけないということもないが、物品購入に関する予定価格設定の基準を整理した方がいい。
 - ・ 原則として、物品購入は最低価格、その他の役務や工事は平均価格の採用を基本とする。ただし、特殊な物品については、細かな検証をしたうえで基準を定める等の対応をするというのが一つの方向性かと思う。ガイドラインの見直しを検討すべき。
 - ・ 今後は、できるだけ最低価格を参考としながら、実務的・実質的に難しい問題について、他の手段も検討しつつ取り組みをされたい。
- ⑦ その他
- ・ 今回、点検した内容の結果については、次回（来年度）の契約監視委員会でも数値データをもって問われることになるので、今から改善に向けた取り組みの準備をすべき。